

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

## ゴルフ会員権が貸倒引当金の金銭債権に転換する時期について

### 《内容》

顧問先の甲社（資本金5000万円）は、Aゴルフ場の会員権を所有していますが、この度、甲社からAゴルフ場の経営会社が経営不振に陥り破産手続開始の決定があったとの連絡を受けました。なお、Aゴルフ場の施設は、裁判所の許可を受けて当分の間営業することになっております。

このような場合、Aゴルフ場に係る会員権は、いつの時点で実質的に金銭債権に転換することになるのでしょうか。

### 『答』

ゴルフ会員権は、破産手続開始の決定があった時点で、実質的に金銭債権に転換すると考えられています。

ご質問のAゴルフ場のように、裁判所の許可を受けて当分の間営業することになるような場合であっても、破産手続は清算型の倒産処理手続とされており、事業の廃止を前提としておりますので、破産手続開始の決定があった時点でゴルフ会員権は実質的に金銭債権に転換すると解されております。

### (解説)

1 中小法人等は、その有する金銭債権の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込額として、各事業年度において損金経理により一定の限度内の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れることができます（法法52①、②）。

2 ゴルフ場の経営会社に破産手続開始の決定（破産法30）があった時には、通常の場合、財産保全の一環として施設は閉鎖されることとなります。この場合、ゴルフ会員権が本来有する優先的施設利用権と預託金返還請求権の2つの権利は、破産宣告前に原因を有する財産上の請求権として破産債権となり、会員は破産債権として届け出た預託金債権の範囲内で配当を受けることとなります。

従って、ゴルフ会員権は、破産手続開始の決定があった時点で、実質的に金銭債権に転換すると考えられています。

ご質問のAゴルフ場のように、裁判所の許可を受けて当分の間営業することになるような場合であっても、破産手続は清算型の倒産処理手続とされており、事業の廃止を前提としておりますので、破産手続開始の決定があった時点でゴルフ会員権は実質的に金銭債権に転換すると解されております。

3 なお、破産手続と同様に、清算型の倒産処理手続である会社法の規定による特別清算手続においても、ゴルフ場の経営会社に特別清算の開始の命令(会社法514)があった場合には、その命令があった時点でゴルフ会員権は実質的に金銭債権に転換すると解されております。

ただし、再建型の処理手続である会社更生法の規定による更生手続や民事再生法の規定による再生手続においては、ゴルフ場の経営会社に更生手続開始の決定(更生法41)や再生手続開始の決定(再生法33)があったことをもって、ゴルフ会員権が金銭債権に転換すると解することはできないとされていますので注意が必要です。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。